

議案第25号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の  
一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨  
田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。